

上尾市水道事業  
集中監視制御システム更新  
及び運転管理事業

運転管理業務委託契約書  
(案)

上尾市上下水道部

# 運転管理業務委託契約書

年　月　日

発注者

埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

上尾市

上尾市水道事業管理者権限を行う市長

畠山 稔 印

受注者

事務所の所在地

名称<sup>1</sup>

代表者職・名前

印

下記の事業について、発注者と受注者及び<sup>2</sup>が締結した令和〇年〇月〇日付基本契約書（以下「基本契約」という。）第6条第2項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ押印のうえ、各1通を保有する。

事業名	上尾市水道事業 集中監視制御システム更新及び運転管理事業
業務名	運転管理業務
業務場所	上尾市上下水道部庁舎 外43箇所
委託期間	令和8年4月1日から 令和26年3月31日まで
契約金額	金〇〇〇〇〇 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇〇〇

<sup>1</sup> 受注者が共同企業体を組成している場合においては、受注者の所在地及び名称の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

<sup>2</sup> 基本契約の当事者に合わせ記載する。

契約保証金	委託金額の 100 分の 10 以上（単年度の委託金額）
-------	------------------------------

本事業に関して、基本契約に従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付契約条項によって、公正な運転管理業務委託契約（以下「本運転管理業務委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本運転管理業務委託契約は、基本契約及び基本契約に基づき締結される設計工事請負契約により不可分一体として事業契約を構成することを確認する。

本運転管理業務委託契約で用いる用語は、本運転管理業務委託契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、基本契約において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

第 1 条	(総則) .....	1
第 2 条	(目的) .....	1
第 3 条	(受注者の義務) .....	1
第 4 条	(契約の保証) .....	2
第 5 条	(使用言語等) .....	3
第 6 条	(関係法令の遵守) .....	3
第 7 条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重) .....	4
第 8 条	(書面主義) .....	4
第 9 条	(規定の適用関係) .....	4
第 10 条	(本業務の期間) .....	4
第 11 条	(本業務の内容) .....	4
第 12 条	(業務の内容の変更) .....	5
第 13 条	(新規設備等の確認及び使用) .....	5
第 14 条	(業務貸与品等) .....	5
第 15 条	(業務体制の整備) .....	6
第 16 条	(業務計画書の作成) .....	6
第 17 条	(提出書類) .....	7
第 18 条	(免責の否定等) .....	7
第 19 条	(委託料の額及び改定) .....	7
第 20 条	(委託料の支払) .....	7
第 21 条	(委託料の返還) .....	8
第 22 条	(受注者の負担する経費) .....	8
第 23 条	(再委託の届出) .....	8
第 24 条	(受注者の業務体制) .....	8
第 25 条	(従事者) .....	9
第 26 条	(監督員) .....	9
第 27 条	(設備の異常) .....	9
第 28 条	(災害・事故時の対応と危機管理マニュアル) .....	9
第 29 条	(薬品・資材等の調達) .....	10
第 30 条	(定期モニタリング) .....	10
第 31 条	(臨時モニタリング) .....	11
第 32 条	(セルフモニタリング) .....	11
第 33 条	(改善要求措置) .....	11
第 34 条	(委託料の支払留保) .....	11
第 35 条	(委託料の減額等) .....	12
第 36 条	(総括責任者等に対する措置請求) .....	12

第 37 条	(記録の保存) .....	12
第 38 条	(一般的損害) .....	12
第 39 条	(損害賠償) .....	13
第 40 条	(修繕工事) .....	13
第 41 条	(不可抗力による損害) .....	14
第 42 条	(不可抗力による一部の業務遂行の免除) .....	15
第 43 条	(法令の変更に伴う通知の付与) .....	15
第 44 条	(法令の変更に伴う協議及び追加費用の負担) .....	15
第 45 条	(不可抗力又は法令変更による契約解除) .....	15
第 46 条	(契約の変更) .....	15
第 47 条	(契約の終了) .....	16
第 48 条	(引渡し) .....	16
第 49 条	(本業務終了に伴う業務引継) .....	16
第 50 条	(契約の解除) .....	17
第 51 条	(談合等不正行為があった場合の解除) .....	19
第 52 条	(権利義務の譲渡禁止) .....	20
第 53 条	(遅延利息) .....	20
第 54 条	(相殺) .....	20
第 55 条	(保険) .....	20
第 56 条	(秘密保持) .....	20
第 57 条	(許認可、届出等) .....	21
第 58 条	(知的財産権の帰属) .....	22
第 59 条	(第三者の権利侵害) .....	22
第 60 条	(公租公課) .....	23
第 61 条	(紛争の解決) .....	23
第 62 条	(技術革新等) .....	23
第 63 条	(補則) .....	24

## 運転管理業務委託契約約款

### (総則)

- 第1条 本運転管理業務委託契約は、発注者が実施する上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業（以下「本事業」という。）に係る運転管理業務（以下「本業務」という。）について、上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業基本契約（以下「基本契約」という。）に基づき、受注者が行う本業務に必要とされる事項を定める。
- 2 発注者及び受注者は、本運転管理業務委託契約に基づき、本運転管理業務委託契約を履行しなければならない。

### (目的)

- 第2条 本運転管理業務委託契約は、発注者の水道事業により、需要者に対し安心で安全な水道水を安定して供給するために、設計工事請負契約により更新される新規設備及び新規設備を活用した既施設並びに設備等（以下「新規設備等」という。）の運転管理業務を民間事業者である受注者に委託し、安心で安全かつ効率的な運転管理を図ることを目的としている。

### (受注者の義務)

- 第3条 受注者は、善良なる管理者の注意をもって、本運転管理業務委託契約及び要求水準書等（要求水準書及び入札説明書等をいう。以下同じ。）及び提案書に基づき、本業務を行わなければならない。
- 2 受注者は、要求水準書等に記載された情報のほか、本運転管理業務委託契約締結時に利用しうる全ての情報を十分に検討した上で本運転管理業務委託契約を締結したことをここに確認する。受注者は、係る情報の未入手があったときににおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報の未入手が要求水準書の記載の誤記その他の発注者の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。
- 3 発注者は、第15条から第17条その他本運転管理業務委託契約に定める発注者の承諾（発注者の承諾が得られたとみなされたものを含む。）、指示又は確認等を理由として業務の実施その他本運転管理業務委託契約の履行の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、受注者は、発注者の承諾、指示又は確認等をもって、第38条その他本運転管理業務委託契約上の如何なる責任も

免れることはできない。

- 4 発注者は、本業務に関する住民からの反対運動及び要望等に対応し、その解決を図るものとする。また、受注者は、発注者が締結する住民協定等がある場合には、その住民協定等を十分に理解してこれを遵守する。なお、受注者は、常に適切な新規設備等の運転管理を行うことにより、住民の信頼と理解、協力を得るよう努力しなければならない。
- 5 受注者は、水道法第21条第1項及び同法施行規則第16条に基づき、本業務に従事している者（受注者の従業員であるか否かを問わない。）について、定期及び臨時の健康診断を行うものとし、これに関する記録を作成し、保存しなければならない。なお、受注者は実施結果を速やかに発注者に報告する。
- 6 本条による受注者の義務の履行に要する費用は、受注者の負担とする。
- 7 受注者が共同企業体を有効に結成している場合、発注者は、本運転管理業務委託契約に基づく全ての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本運転管理業務委託契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本運転管理業務委託契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 8 受注者が要求水準書等及び提案書の内容を満たせない場合であっても、その未達の要因が、発注者の指示又は発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、第33条から第35条の規定は適用しない。ただし、受注者が発注者の指示が不適当であること等、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながら通知を怠ったときはこの限りでない。

#### (契約の保証)

第4条 受注者は、委託期間（第10条で定める委託期間をいう。以下同じ。）における各年度に関し、当該年度の業務開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) 本運転管理業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
  - (4) 本運転管理業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託期間における各年度の委託料（第19条で定める「委

託料」をいう。以下、同じ。)の10分の1以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、第39条第5項各号に規定する者による当該契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託料の変更があった場合は、保証の額等が変更後の委託期間における各年度の委託料の10分の1に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。
- 6 発注者は、第1項に規定する保証の必要がないと認めるときは、免除することができる。

#### (使用言語等)

第5条 本運転管理業務委託契約において用いる言語等は次の各号のとおりとする。

- (1) 本運転管理業務委託契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- (2) 本運転管理業務委託契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (3) 本運転管理業務委託契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定められたところによるものとする。
- (4) 本運転管理業務委託契約並びに要求水準書等及び提案書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- (5) 本運転管理業務委託契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

#### (関係法令の遵守)

第6条 受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令(上尾市条例、同規則、水道法、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号を含むがこの限りでない。)を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施するものとする。

#### (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第7条 受注者は、本事業が水道事業としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本業務が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(書面主義)

第8条 本運転管理業務委託契約に定める催告、請求、通知、報告、届出、申出、承諾、合意、解除及び指示（以下、指示等という。）は、特に定めのある場合を除き、書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載して、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

(規定の適用関係)

第9条 基本契約、本運転管理業務委託契約、要求水準書、入札説明書等及び提案書の間に齟齬がある場合、基本契約、本運転管理業務委託契約、要求水準書、入札説明書等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書が要求水準書等に示された要求水準より厳格又は望ましい水準を規定している場合は、その限りにおいて、提案書が要求水準書等に優先するものとする。

2 本運転管理業務委託契約の書類間で疑義が生じた場合は、発注者受注者間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

(本業務の期間)

第10条 本業務を委託する期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和26年3月31日までとする。

(本業務の内容)

第11条 本業務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 技術管理業務
- (2) 净水場運転監視業務
- (3) 保全管理業務
- (4) 自家用電気工作物保安管理業務
- (5) その他技術業務
- (6) 修繕補修業務
- (7) 点検調査業務

- (8) 池状構造物清掃業務
  - (9) 関連業務
  - (10) 事業終了時の引継ぎ業務
  - (11) 災害・事故対応業務
- 2 本業務の対象範囲は、要求水準書等及び提案書に掲げるものとする。
- 3 本業務の詳細な内容は、要求水準書等及び提案書によるものとする。
- 4 発注者及び受注者の業務分担の詳細については、要求水準書第3章及び提案書によるものとする。
- 5 発注者及び受注者が本業務を遂行するに伴い、発生が予測されるリスクとその責任分担については、要求水準書等によるものとする。

(業務の内容の変更)

- 第12条 発注者は、必要と認める場合は、受注者に対する通知をもって前条で定めた本業務のいずれか又はその全ての内容の変更に係る協議を求めることができる。
- 2 受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
  - 3 業務範囲の変更及びそれに伴う委託料の変更等については、前項の協議の上、発注者が決定するものとする。

(新規設備等の確認及び使用)

- 第13条 受注者が本業務を遂行するにあたり、発注者は、受注者が本業務を実施するために必要な範囲で中央監視室（要求水準書に示す。）を受注者に無償で使用させるものとする。
- 2 発注者及び受注者は、本業務開始時において、新規設備等の性状、規格、機能、数量及びその他の内容並びに中央監視室及び対象施設の状態について、双方立会いの上、確認するものとする。
  - 3 受注者は、第1項の規定により貸与を受けた中央監視室について、善良なる管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。

(業務貸与品等)

- 第14条 本業務の実施に際し、発注者は受注者に対し、本業務の遂行上必要とする一切の完成図書及び各種マニュアルを無償で貸与する。
- 2 前項の規定により発注者が受注者に貸与する貸与品について、発注者は受注者に所有権を与えるものではない。
  - 3 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、発注者に借用書を提出しなければならない。
  - 4 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 5 受注者は、本運転管理業務委託契約の規定により、本業務の完了又は契約の解除若しくは変更等があった場合、貸与品を速やかに返還しなければならない。
- 6 受注者は、故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務体制の整備)

- 第15条 受注者は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び提案書に基づく本業務の実施体制に必要な人員を確保し、かつ当該本業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。この場合において、本業務の遂行のために有資格者が必要なときは、受注者は、自らの費用及び責任で確保しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定めるところの研修等を完了し、かつ要求水準書等及び提案書に従い、本業務に係る有資格者その他の業務担当者を設置の上で実施体制を整備し、発注者に対して、それぞれ届出等を行うものとする。
  - 3 発注者は、前項に定めるところの届出等を受領した後、本業務の実施開始に先立って、要求水準書等及び提案書に従った本業務の実施体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法により当該本業務の実施体制をそれぞれ確認することができる。
  - 4 受注者は、委託期間中、前各項の定めるところに従って整備された実施体制又は同等の実施体制を継続して維持するものとし、その変更がある場合には、その都度、第2項の定めるところに準じて発注者に届出等を行う。
  - 5 受注者は、本運転管理業務委託契約の締結以降、要求水準書等及び提案書に基づき、新規設備等の現状の確認を行うとともに、次条に定める業務計画書等に従い、発注者と密接に連携を図り、委託期間の開始日に本業務を開始し、委託期間中、本運転管理業務委託契約に基づき、要求水準書等及び提案書の定めるところに従い、本業務を遂行することにより、新規設備等の運転管理を行うものとする。

(業務計画書の作成)

- 第16条 受注者は、本業務の実施にあたり、要求水準書に定める期日までに、本運転管理業務委託契約並びに要求水準書等及び提案書に従って本業務を履行するための業務計画書、年間業務計画書及び月間業務計画書（以下「業務計画書等」）を作成し、発注者に提出してその承認を得なければならない。
- 2 受注者は、業務計画書等に基づき本業務を円滑に履行しなければならない。
  - 3 業務計画書等の記載事項は、要求水準書に定めるとおりとする。

- 4 発注者は、受注者から提出された業務計画書等を確認し、必要があると認めるときは、業務計画書等の修正を請求することができる。
- 5 受注者は、前項の請求があった場合、発注者と協議の上、業務計画書等を修正し、14日以内に発注者に提出するものとする。
- 6 受注者は、本業務に従事する従事者全員が理解し対応できるよう、業務計画書等に従って教育訓練を実施しなければならない。

(提出書類)

第17条 受注者は、本業務に関し、要求水準書等に従って、発注者に要求水準書等に定める提出書類を提出する。

(免責の否定等)

第18条 受注者は、本運転管理業務委託契約、マニュアル（第14条において貸与を受けたマニュアル及び本業務により受注者が作成するマニュアルを含み、その後の変更を含む。）及び業務計画書等に従い、本業務を実施しなければならない。ただし、受注者は、要求水準書等及び提案書の内容を満たしていないと判断される事象が発生した場合、本業務に従い作成したマニュアル及び業務計画書等に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(委託料の額及び改定)

第19条 発注者は、受注者に対し、別紙1「業務委託料の支払について」に定めるところにより業務委託料（本業務の一定期間の履行に対して、発注者が受注者に支払うべき対価をいう。以下「委託料」という。）を毎月に支払うものとする。

- 2 発注者は本運転管理業務委託契約に基づいて生じた受注者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において委託料と同等額で相殺することができるものとする。
- 3 委託料は、本運転管理業務委託契約締結の日から12月を経過した以降に別紙1「業務委託料の支払について」に定めるところに従い改定される。

(委託料の支払)

第20条 受注者は、毎月における第30条第2項の検査に合格したときは、発注者に対し委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者から前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(委託料の返還)

第21条 月間業務完了報告書、年間業務完了報告書、年報、月報、日報その他の受注者が作成することが要求水準書等において定められている本業務に関する報告書に虚偽の記載があることが、当該報告書に相応する委託料の支払後に判明した場合であって、当該虚偽の記載がなければ委託料が減額される状態であったとき、発注者は受注者に対し、減額されるべき委託料の相当額の返還を請求できる。この場合、受注者は、当該減額されるべき委託料を受注者に支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項、同法第14条に定める割合で計算した額の違約金を付するものとする。

(受注者の負担する経費)

第22条 受注者は、受注者の負担すべき経費として要求水準書に定めるものを負担するものとする。

- 2 発注者は、その責に帰すべき事由による事業内容の変更等やその指示や債務不履行による増加費用を負担し、かかる変更により受注者に生じた損害を賠償する。

(再委託の届出)

第23条 受注者は、本運転管理業務委託契約の履行について、本業務の全部若しくは要求水準書に定められた再委託を認められる業務を除く主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、本業務の一部の処理を第三者に委託又は請負わせる場合（当該第三者がさらに別の第三者に再委託又は下請させる場合を含む。）は、あらかじめ発注者へ届出を行い、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、第三者へ委託した業務であっても、発注者への報告は、受注者自らが行うものとする。
- 4 受注者は、委託先の本業務の履行に対し、全ての責任を負うものとする。

(受注者の業務体制)

第24条 受注者は、本業務の実施にあたり業務総括責任者及び業務副責任者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 業務総括責任者は、要求水準書等に定められた資格及び経験を有するものとし、平日昼間（午前8時30分から午後5時15分）において中央監視室に常駐し、本業務の責任者として、業務従事者を指揮監督し、本業務の遂行を管理するものとする。
- 3 業務副責任者は、要求水準書等及び提案書に定められた資格及び経験を有する

- ものとし、業務総括責任者不在の場合には、業務総括責任者の業務を補佐し、その職務を代行する。
- 4 受注者は、業務総括責任者及び業務副責任者を変更したときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、承諾を得なければならない。

(業務従事者)

- 第25条 受注者は、業務計画書に定める業務従事者を配置しなければならない。
- 2 受注者は、業務従事者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

(監督員)

- 第26条 発注者は、本業務の監督及び受注者との連絡・協議にあたらせるため、監督員を定めるものとする。
- 2 発注者は、前項により監督員を定めたときは、その職名その他必要な事項を受注者に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。
- 3 監督員は、次の各号に掲げる権限を有する。
- (1) 本運転管理業務委託契約の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する指示及び回答
  - (2) 本運転管理業務委託契約の履行に関する受注者との協議又は指示
  - (3) 受注者の総括責任者、副総括責任者及び従事者が適当でないと認める場合の交替要求
- 4 監督員の指示及び回答は、書面により行われるものとする。
- 5 本運転管理業務委託契約に定める書面の提出及び受領は、監督員により行われるものとする。

(設備の異常)

- 第27条 受注者は、本業務の履行に際し、人為的な操作ミス及び落雷等による故障に伴う機器の停止や警報作動等による設備の異常を認めた場合、状況確認及び必要に応じた応急措置を行うとともに、その内容を直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(災害・事故時の対応と危機管理マニュアル)

- 第28条 受注者は、本事業の実施に際して、災害、事故などの緊急時の体制や対応内容を明確にした危機管理マニュアルを作成し、発注者の承諾を得るものとする。また、発注者が実施する訓練について、受注者は、主体的にこれに参加するものとする。

- 2 受注者は、災害・事故等の緊急時においては、危機管理マニュアルに従い、発注者への報告、体制の構築及び災害・事故等への措置を講じるものとし、危機管理マニュアルに記載がない事態に関しては、発注者の指示に従うものとする。ただし、危機管理マニュアルに記載がない事態であって、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者は発注者の承諾をえる前に措置を講じることができる。
- 3 前項但書の場合において、受注者は、自らが講じた措置の内容を発注者に対し直ちに通知しなければならない。
- 4 受注者が第2項又は第3項の規定により措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責に帰すべき事由により措置が必要となったもの及び通常予測できる理由により措置がとられたものについては、受注者がこれを負担するものとし、それ以外の理由により臨機の措置がとられた場合の費用は、発注者が負担するものとする。

(薬品・資材等の調達)

- 第29条 第14条の規定により発注者から受注者に貸与されるものを除き、受注者は、自己の責任と費用により、本業務の実施に必要となる消耗品、資機材、薬品、事務備品その他の物品を調達しなければならない
- 2 対象施設において、水質調査の測定に使用する試薬は、発注者が提供するものとする。
  - 3 対象施設において、水質調査の測定に使用する資機材は、発注者が貸与するものとする。貸与品の取扱いについては、第14条第2項から第6項を準用する。

(定期モニタリング)

- 第30条 受注者は、要求水準書等及び提案書に定めるとおり、委託期間中の各年度において、当該年度の開始日2カ月前までに年間業務計画書を、毎月前月の20日までに翌月の月間業務計画書を、それぞれ提出し、発注者の承認を受けなければならない。
- 2 受注者は、要求水準書等及び提案書に定めるとおり、当該月間業務の完了時に「月間業務完了報告書」を発注者に提出し、発注者は、当該報告書を検査し、検査結果を受注者に通知するものとする。
  - 3 受注者は、業務計画書に基づき、毎日の業務の実施に関する業務日報を作成し、発注者に提出するものとする。
  - 4 受注者は、要求水準書等及び提案書に定めるとおり、業務計画書に基づき、業務年度毎に「年間業務完了報告書」を発注者に提出し、発注者は、当該報告書により、当該年度の業務の完了を確認するものとする。第1項から第3項に係る費用については、受注者の負担とする。

- 5 発注者は、前各項に定めるほか、要求水準書等及び提案書に定めるとおり、別紙2「モニタリング」に記載の定期モニタリングを行うものとする。

(臨時モニタリング)

- 第31条 前条の規定によるほか、発注者は必要と認めるときは、自らの費用負担により、別紙2「モニタリング」に従い、受注者に対して事前に通知することなく、現地調査により、本業務の実施状況を検査することができる。
- 2 前項の規定による検査を実施するときは、受注者は本業務の実施状況を説明し、又は関係書類を提出する等発注者に協力しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による検査を実施したときは、検査結果を受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、第30条第5項及び第31条第1項のモニタリングの確認を理由として、本業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

(セルフモニタリング)

- 第32条 受注者は、本業務の実施にあたり、業務品質向上のため、別紙2「モニタリング」記載のセルフモニタリングを実施するものとする。
- 2 受注者は、セルフモニタリングの実施にあたり、モニタリング実行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 セルフモニタリングは、発注者の承諾を得て、第三者に委託又は請負わせることができるものとする。
- 4 受注者は、前項の委託又は請負先のセルフモニタリングの履行に対し、全ての責任を負うものとする。

(改善要求措置)

- 第33条 発注者は、第30条及び第31条の規定による検査の結果、要求水準書等及び提案書の内容を満たしていないと判断される事象(以下「契約内容未達」という。)が発生した場合には、受注者に対し、別紙3「契約内容未達の場合の措置」に定める改善要求措置をとるものとし、受注者は、これに応じなければならない。
- 2 前項の改善要求措置に係る一切の費用は、受注者がこれを負担する。

(委託料の支払留保)

- 第34条 発注者は、要求水準書等及び提案書の内容を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、受注者に対し、別紙3「契約内容未達の場合の措置」に従い、改善が確認されるまで、委託料の額の支払を留保することができる。

- 2 前項の規定により支払を留保するときは、発注者は、受注者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 3 是正が完了したときは、発注者は支払を留保していた委託料を速やかに受注者に支払うものとする。

(委託料の減額等)

- 第35条 発注者は、要求水準書等及び提案書の内容を満たしていないと判断される事象が発生した場合、別紙3「契約内容未達の場合の措置」に従い受注者に対して委託料の減額を行うことができる。
- 2 別紙3「契約内容未達の場合の措置」による委託料の減額は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、受注者は、その債務不履行により発注者に損害を生じさせた場合、当該損害を賠償しなければならない。
  - 3 受注者は、第1項の規定による委託料の減額のほか、自らの責めに帰すべき事由により要求水準書等及び提案書の内容を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、当該内容を満たしていないと判断される事象の発生と相当因果関係を有する損害を、発注者に賠償しなければならない。

(総括責任者等に対する措置請求)

第36条 第33条の規定によてもなお、是正が完了しないときは、発注者は、総括責任者その他の関係者に対して、必要な措置を請求することができる。

(記録の保存)

第37条 受注者は、本業務を実施にあたり作成する各報告書及びその他受注者が要求水準書等及び提案書に基づき作成する書類、図面等の図書につき、委託期間終了時まで保管し、委託期間終了時に発注者にこれを全て引き渡すものとする。

(一般的損害)

第38条 受注者の責に帰すべき事由により、本業務の履行において生じた損害その他本業務を行うにつき生じた損害（次条第1項及び第3項に規定する損害を除く。以下本条において「業務履行に係る損害」という。）については、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた本業務履行に係る損害（要求水準書等及び提案書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下同じ。）については、発注者が負担するものとする。

(損害賠償)

- 第39条 本業務の履行にあたり、発注者及び受注者がそれぞれの責に帰すべき事由により、相手方又は第三者に損害を与えた場合には、当該責めに帰すべき事由のある当事者がその帰責事由と発生した損害に相当因果関係のある範囲で、当該損害の賠償を行うものとする。
- 2 発注者又は受注者は、第三者から損害賠償請求を受けた場合、直ちに相手方に報告しなければならない。第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。
- 3 受注者は、故意又は過失により新規設備等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた発注者の損害の一切を発注者に賠償しなければならない。ただし、第55条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者に対し、各号に規定する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払うものとする。ただし、発注者が被った損害額が違約金額を上回る場合、発注者がその請求を行うことを妨げない。
- (1) 第50条第1項の規定により本運転管理業務委託契約が解除されたとき。  
当該解除がなされた事業年度における委託料（ただし、第50条第1項第9号による解除の場合は、契約金額）の10分の2に相当する額
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。  
受注者がその債務の履行を拒否した事業年度、又は履行不能となった事業年度における委託料の10分の2に相当する額
- 5 次の各号に掲げる者が本運転管理業務委託契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により専任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により専任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により専任された再生債務者等
- 6 第50条第2項に基づき受注者が本運転管理業務委託契約を解除した場合、受注者は、発注者に対し、当該解除により受注者が被った損害額を請求することができる。

(修繕工事)

- 第40条 受注者が、第16条に定める業務計画書に記載のない新規設備等の修繕又は更新

を行う場合には、緊急の場合を除き、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

- 2 受注者は、新規設備等の修繕又は更新を行う場合には、当該修繕又は更新について、発注者の確認を受けるとともに、必要に応じて設計図書等に反映し、使用した設計図、完成図書等の書面を速やかに発注者に提出する。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、新規設備等の修繕又は更新を行った場合には、発注者はこれに伴う増加費用を負担する。
- 4 法令又は不可抗力により新規設備等の修繕又は更新を行う場合には、次条から第44条の規定に従う。

#### (不可抗力による損害)

第41条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象等（要求水準書等及び提案書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者及び受注者双方の責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、本運転管理業務委託契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、本業務の実施が著しく困難になったとき、又は当該本業務の実施のために追加費用若しくは損害が発生するときは、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、前項の規定により本運転管理業務委託契約の履行不能又は追加費用の発生若しくは損害を確認したときは、追加費用又は損害を最小限度のものとするよう努力しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の通知を受けた場合、不可抗力に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等について、受注者と協議しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に契約の変更、追加費用の負担について合意が成立しないときは、発注者が本業務の実施方法について指定を行うものとし、また、受注者は、かかる不可抗力により各年度に生じた追加費用又は損害のうち、委託料の年度総額の100分の1に相当する額までは受注者が負担し、発注者は、これを超える額を負担しなければならない。
- 5 同一年度において数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「追加費用又は損害」とあるのは「追加費用又は損害の累計」と、「委託料の100分の1に相当する額」とあるのは「委託料の100分の1に相当する額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

#### (不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第42条 前条第3項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行ができなくなったと認められた場合、受注者は不可抗力により影響を受ける限度において本運転管理業務委託契約に定める義務を免れるものとする。

- 2 受注者が不可抗力により本業務の一部を遂行できなかった場合、発注者は、受注者との協議の上、受注者が当該本業務を遂行できなかつたことにより免れた費用分を委託料から減額することができるものとする。

(法令の変更に伴う通知の付与)

第43条 本運転管理業務委託契約締結日以降に法令等が変更されたことにより、本運転管理業務委託契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、本業務の実施が著しく困難になったとき、又は当該本業務の実施のために追加費用若しくは損害が発生するときは、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、前項の規定による通知がなされた日以降において、本運転管理業務委託契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合は、履行期日における当該自己の義務が法令に違反する限りにおいて、その履行を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令の変更により相手方に発生する追加費用又は損害を最小限にするよう努力しなければならない。これ以外の場合、発注者及び受注者は、自らの義務を免れない。

(法令の変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第44条 発注者は、前条第1項の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等（前条に定めるものを除く。）について、受注者と協議しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に契約の変更、追加費用の負担について合意が成立しないときは、別紙4「法令の変更による費用の負担割合」の定めるところに従って、費用の負担を行う。

(不可抗力又は法令変更による契約解除)

第45条 発注者又は受注者は、不可抗力の発生又は法令の変更により、本業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第41条第3項又は前条第1項の定める協議の上で、本運転管理業務委託契約を解除できるものとする。

(契約の変更)

第46条 発注者及び受注者は、第41条若しくは第43条の規定又はそれ以外の事由によ

り契約の内容を追加し、又は変更するときは、当該追加又は変更につき発注者及び受注者間で合意後、変更契約を締結するものとする。

(契約の終了)

第47条 本運転管理業務委託契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、発注者及び受注者は、本運転管理業務委託契約の終了により、終了時においてすでに本運転管理業務委託契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生した本運転管理業務委託契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、本運転管理業務委託契約の終了が、本運転管理業務委託契約終了後も継続することが本運転管理業務委託契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

- (1) 委託期間の満了日（令和26年3月31日）
- (2) 発注者又は受注者による本運転管理業務委託契約に基づく解除権行使の効力発生日
- (3) 発注者及び受注者の間で成立した合意解約の効力発生日
- (4) 設計工事請負契約が締結に至らなかった日
- (5) 基本契約又は設計工事請負契約が解除され、当該契約が終了した日

(引渡し)

第48条 受注者は、本運転管理業務委託契約終了までに（契約解除により本運転管理業務委託契約が終了する場合には、発注者が指定する日までに）、要求水準書等に定めるところに従い、新規設備等を、当該状態を確認した発注者の承諾を得て、明け渡さなければならない。

(本業務終了に伴う業務引継)

第49条 受注者は、本業務終了に際し、又は次条第1項の規定により契約が解除されたときは、発注者の指定する者に要求水準書等及び提案書に従って本業務に関する引継（以下「本業務引継」という。）を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 引継の必要がない事由を受注者が書面で発注者に提出し、これを発注者が認めた場合。
  - (2) 発注者が、引継の必要ないと認めた場合。
- 2 受注者は、発注者と協議し決定した内容に従い、必要資料の提出及び技術指導を発注者の指定する者に対し実施するものとする。
- 3 発注者は、本業務引継にあたり、必要に応じて、受注者及び発注者の指定する

者との調整を行うものとする。

(契約の解除)

第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、特段の催告なく、本運転管理業務委託契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本運転管理業務委託契約の不履行があり、かつ発注者が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内に履行がないとき。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本運転管理業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (2) 受注者が、本運転管理業務委託契約に係る入札手続に関する法令その他本業務の実施に影響を及ぼす法令の規定に違反したとき。
- (3) 本業務の全部又は一部を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (4) 連続する4回の月を超えて委託料の減額が行われた場合又は運転管理業務を担う者の変更に応じない場合で、発注者が受注者に通知したとき(ただし、受注者の責に帰すべき事由によらない場合、又は、通知の日から起算して6か月以内に発注者が本運転管理業務委託契約を解除しない場合はこの限りではない)。
- (5) その他受注者の責に帰すべき事由により本業務の遂行が困難となったとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。)について、仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類似した手続の申立があったとき、私的整理手続の開始があったとき又は清算に入ったとき。
- (7) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。)について、手形若しくは小切手の不渡り・支払停止があった時、又は手形交換所の取引停止処分若しくはその警告を受けたとき
- (8) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。)について、解散(合併による場合を除く。)、事業譲渡、営業廃止、合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社の分割又は重要な資産譲渡の決議があつたとき(ただし、解散又は営業廃止の場合を除き、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除く。)
- (9) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をい

う。以下本条において同じ。) が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
- 2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者への通知により本運転管理業務委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 発注者が、正当な事由なく、支払期限を経過してから 60 日を過ぎても、委託料を受注者に支払わないとき。
  - (2) 受注者が本業務の遂行上、安全管理上の危険があると発注者に指摘したにもかかわらず、発注者がこれを改善せず、本業務の遂行が困難となったとき。
  - (3) 発注者が、本運転管理業務委託契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受注者が発注者に対し通知した後、30 日を経過しても当該違反を是正しないとき。
  - (4) その他発注者の責に帰すべき事由により本業務の遂行が困難となったとき。
- 3 前 2 項のほか、発注者は、本業務の実施の必要がなくなったと認める場合には、60 日以上前に受注者に通知の上、本運転管理業務委託契約の全部又は一部を解除することができる。

(談合等不正行為があつた場合の解除)

第51条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、本運転管理業務委託契約を解除することができる。

- (1) 本運転管理業務委託契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下本条において同じ。）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本運転管理業務委託契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 本運転管理業務委託契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が本運転管理業務委託契約を解除するか否かを問わず、受注者は、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 本事業に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する金額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
  - (2) 第1項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

(権利義務の譲渡禁止)

第52条 受注者は、本運転管理業務委託契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは継承し、又は担保に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第53条 受注者は、受注者が本運転管理業務委託契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者に対し、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項、同法第14条に定める割合で計算して得た額の利息を付した額を支払う。

(相殺)

第54条 発注者及び受注者は、相手方より支払いを受けるべき金銭債権を有するときは、いつでも相手方の自己に対する金銭債権と対当額にて相殺することができる。

(保険)

第55条 受注者は、委託期間中、自己の費用により、要求水準書等に定める第三者を対象とした第三者賠償責任保険、その他必要な保険を付保するものとする。

2 受注者が加入する保険は、全て委託期間開始日以前に契約し、その保険証書の写しを発注者に提出するものとする。

3 発注者が所有又は管理する施設に関する保険、火災保険等は、発注者が付保するものとする。

(秘密保持)

第56条 発注者及び受注者は、本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の遂行以外の目的で係る秘密情報を使用してはならず、本運転管理業務委託契約に別段の定めがある場

合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示をしてはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び受注者が本運転管理業務委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、係る事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- (5) 発注者が議会に開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他適用のある法令の規定に準拠し、本業務の遂行に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、受注者は本業務に適用のあるガイドライン等を守らなければならない。

（許認可、届出等）

第57条 本運転管理業務委託契約上の義務を履行するために必要な許認可は、受注者が自らの責任及び費用負担により取得し、維持するものとする。また、受注者が本運転管理業務委託契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出又は報告は、受注者がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、発注者が許認可の取得又は届出若しくは報告する必要がある場合には、発注者が必要な措置を講じるものとし、当該措置について受注者の協力を求めた場合

- には、受注者はこれに応じるものとする。
- 2 受注者は、前項但書に定める場合を除き、本業務の履行に必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び費用（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとし、その遅延が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者がその責任及び損害を負担するものとする。
  - 3 発注者は、受注者が発注者に対して書面により要請した場合、受注者による許認可の取得又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
  - 4 受注者は、本運転管理業務委託契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の原本を保管し、発注者から要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを発注者に提出するものとする。

（知的財産権の帰属）

- 第58条 発注者及び受注者は、報告書に係る著作権の帰属に関しては、次の各号の定めるところによるものとする。
- (1) 本業務で、発注者のために新規に作成された報告書の著作権は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者はこれを無償で、かつ、無期限に任意の方法で独占的に利用すること（加工することを含む。）ができるものとし、受注者はこれを異議なく許諾する。その利用の権利は、本運転管理業務委託契約の終了後も存続するものとする。また受注者は、自ら又は著作者をして、報告書に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、発注者又は受注者が従前から有している既存の著作物の著作権で、報告書に利用されているものは、当該発注者又は受注者に帰属するものとする。なお、従前から受注者に帰属する著作物については、受注者は、発注者に対し著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく利用を無償で、かつ、無期限で許諾するものとする。ただし、発注者は、受注者の承諾を得ずに当該著作物を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。

（第三者の権利侵害）

- 第59条 受注者は、本業務の実施にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利及びその他一切の権利に抵触しないようにするとともに、当該権利に抵触し又は抵触するおそれのある場合には、直ちにその旨を発注者に通知し、受注者の責任と費用負担でその問題を解決するものとする。ただし、当該問題が発注者の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、本運転管理業務委託契約に基づいて作成される報告書及び発注者に開示する情報について、第三者が保有する営業秘密に該当しないものであることを保証する。

(公租公課)

第60条 本運転管理業務委託契約に関して生じる公租公課は、全て受注者の負担とする。発注者は、委託料に含まれる消費税及び地方消費税の支払を除き、本運転管理業務委託契約に関連する全ての公租公課について、本運転管理業務委託契約に別段の定めがある場合を除き負担しないものとする。

(紛争の解決)

第61条 本運転管理業務委託契約の各条項において、発注者及び受注者により協議して定めるものにつき協議が整わない場合、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他契約に関して発注者受注者間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は協議の上調停人1名を専任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者及び受注者により協議して特別の定めをしたものと除き、発注者及び受注者それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者受注者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。
- 3 前項の訴え又は調停は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(技術革新等)

第62条 委託期間中、本業務に関連して、技術革新等により要求水準書等及び提案書の変更が必要又は相当と認められる場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 発注者は、本運転管理業務委託契約締結後、技術革新、社会状況の大幅な変化など発注者及び受注者が本運転管理業務委託契約の締結時点に想定し得なかつた状況の変化、その他合理的な理由（ただし、法令の変更及び不可抗力を除く。）により要求水準書等及び提案書の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書等及び提案書の変更が相当と認められる場合には、その変更を受注者に求めることができるものとする。

- (2) 受注者は、前号の規定による発注者の求めについて、その対応可能性及び費用見込額を発注者に対し通知しなければならない。
  - (3) 発注者及び受注者は、協議の上、要求水準書等及び提案書を変更することができる。かかる変更により追加費用が生じた場合には、発注者が負担する。また、かかる変更により受注者に費用の減少が生じるときには、費用の減少について、協議した結果に従い、委託料を減額するものとする。
  - (4) 前号の規定による協議が協議開始の日より 60 日以内に整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 受注者は、本運転管理業務委託契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。）、要求水準書等及び提案書の変更を発注者に求めることができる。かかる場合、発注者は、受注者との協議に応じなければならない。かかる協議が整った場合、要求水準書等及び提案書の変更を行うものとし、かかる変更により追加費用が生じた場合には、受注者が負担する。この場合の委託料の変更については、発注者及び受注者の合意したところによる。
- 3 要求水準書等及び提案書を変更するときは、発注者及び受注者で協議の上、変更内容に応じ、発注者が要求水準書等を、受注者が提案書、対象施設に関するマニュアル及び業務計画書等を、それぞれ適切に変更する。

(補則)

- 第63条 本運転管理業務委託契約に定めのない事項については、上尾市水道事業会計規則によるものとする。
- 2 法令、上尾市契約規則及び本運転管理業務委託契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。本運転管理業務委託契約の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。